

様式第四から様式第六までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに 氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とする。

様式第六の二中 「氏名又は名称及び住所並びに 氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに 氏名」に改め、備考5を削る。

第七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七及び様式第六号の二の様式中「印」を削る。

様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七及び様式第六号の二の様式中「印」を削る。

第八条 悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号まで並びに様式第七号及び様式第九号中「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削る。

様式第十一号中「印」を削る。

様式第十二号中「氏名及び住所」を「氏名及び住所」に改め、備考5を削る。

第九条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二十 人にあつてはその代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考7を削る。

様式第五、様式第七及び様式第八 人にあつてはその代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考3を削る。

様式第九 人にあつてはその代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考5を削る。

第十条 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「し、これを署名押印」を削る。

第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項、第四十三条第二項及び第四十四条第一項中「押印」を削る。

第十二条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年 通商産業省 令第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る。

様式第一号の備考一中「し、押印」を削る。

第十三条 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第五号中「印」を削る。

第十四条 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考5を削る。

様式第四中 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考4を削る。

様式第六から様式第八までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考5を削る。

様式第九 人にあつてはその代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考5を削る。

様式第十 人にあつてはその代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法 人」に改め、備考5を削る。